○農林水産省告示第千六百七十九号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第十七条第二項の規定に基づき、平成二十二年一月二十一日農林水産省告示第百八十八号（プラムポックスウイルスの緊急防除に関する告示）の一部を次のように改正し、平成二十六年十二月二十八日から施行する。

平成二十六年十一月二十八日

農林水産大臣　西川　公也

第二号中「平成二十七年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

別表中「、美山町、元八王子町」を削り、「日の出町」の下に「、愛知県犬山市五郎丸（名古屋鉄道小牧線以西の地域に限る。）、羽黒（名古屋鉄道小牧線以西で県道百九十四号線以北の地域に限る。）、羽黒稲葉西、羽黒稲葉東、羽黒摺墨、羽黒堂前及び羽黒余町」を、「桜ケ丘町」の下に「、新青葉丘町」を、「鴻池」の下に「、御願塚（西日本旅客鉄道山陽新幹線以北の地域に限る。）」を、「昆陽北」の下に「、昆陽東」を、「下河原」の下に「、鈴原町」を、「瑞ケ丘」の下に「、美鈴町」を、「緑ケ丘」の下に「、南鈴原」を、「今里町」の下に「、小林（阪急電鉄今津線以東の地域に限る。）」を、「亀井町」の下に「、川面（中国縦貫自動車道以南で一後川以東の地域に限る。）」を加え、「御所の前町」を「光明町、御所の前町、御殿山（中国縦貫自動車道以南の地域に限る。）」に改め、「平井山荘」の下に「、福井町」を加える。

○国土交通省告示第千百三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十六年十一月二十八日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

蔵館沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域

青森県南津軽郡大鰐町大字蔵館

字北山　一一七番七　一号から三号まで

二五番一　四号から六号まで

二七番二　七号

一一七番六　八号から十三号まで

字金坂　七四番二　十四号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

下森合沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域

青森県黒石市大字大川原

字木ノキ沢流　一〇番　一号及び四号

九番　五号

八番二　六号から八号まで

二六番　十号及び十一号

字蛭貝澤

一番三　二号及び三号

一番一九　九号及び十二号

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

内山沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から四十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と四十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

青森県三戸郡五戸町大字倉橋

字天狗沢　一四番二　一号及び二号

三五番二　三号から九号まで

二九番一　十号から十三号まで

三五番一　十四号から十八号まで

五九番八　十九号から二十八号まで

五九番一　二十九号

三六番　三十号及び三十一号

三八番　三十二号及び三十三号

四〇番　三十四号及び三十五号

字和田　一番一　三十六号から四十一号まで

○国土交通省告示第千百四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十六年十一月二十八日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

ようが沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域

東京都三宅島三宅村神着

六三七番　一号から四号まで

六二一番　五号及び六号

六二二番　七号

六二三番　八号

六二七番　九号及び十号

六二八番　十一号

六三〇番　十二号

七〇一番　十三号及び十四号

六九一番　十五号及び十六号

六九〇番　十七号

六三二番　十八号

六三四番　十九号

六四七番　二十号

六三八番　二十一号及び二十二号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

とんび沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から八十号までを順次結んだ線及び標柱一号と八十号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和二十五年建設省告示第三百九十二号で指定したとんび沢に掲げる土地の区域を除く。）

東京都三宅島三宅村坪田

一二六〇番　一号から六号まで

一二六二番　七号から十一号まで

一二六三番　十二号及び十三号

一二六四番　十四号

一二六五番　十五号

一二六六番　十六号及び十七号

一二四三番二　十八号及び十九号

一二九四番二　二十号から二十二号まで

一二九三番二　二十三号から二十六号まで

一二六七番　二十七号から二十九号まで

一二六八番　三十号から三十四号まで

一二七〇番一　三十五号から三十七号まで

一二七〇番二　三十八号及び三十九号

一二二〇番三　四十号及び四十一号

一二二〇番一　四十二号から四十四号まで

一二二一番一　四十五号から四十九号まで

一二二〇番二　五十号から五十二号まで

一二二三番　五十三号

一二三四番　五十四号

一二三一番一　五十五号から五十七号まで

一二三二番二　五十八号から六十号まで

一二三四番　六十一号

一二三五番　六十二号

一二四一番　六十三号及び六十四号

一二四二番　六十五号

一二四三番　六十六号から六十八号まで

一二五〇番　六十九号

一二五一番　七十号

一二五四番　七十一号

一二五五番　七十二号

一二五六番　七十三号から七十六号まで

一二五七番　七十七号から八十号まで

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

姉川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を平成十七年国土交通省告示第四百八十九号で指定した同号一に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

東京都三宅島三宅村伊豆

一七四九番一　一号から四号まで

一七四七番三　五号

四　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

釜の尻沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十二号までを順次結んだ線及び標柱二十二号と二十三号を平成十四年国土交通省告示第八百三十三号で指定した同号八に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱二十三号と四十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と四十三号を平成十七年国土交通省告示第三百三十一号で指定した同号五に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

東京都三宅島三宅村神着

一四五二番三　一号から五号まで、四十二号及び四十三号

一四五一番　六号、七号及び三十八号から四十一号まで

一四五〇番一　八号から三十七号まで

○国土交通省告示第千百五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十六年十一月二十八日

国土交通大臣　太田　昭宏